

○ 船舶検査の方法の一部を改正する案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>A 編 総 則</p> <p>第1章 適 用</p> <p>1. 1. 1 1.1.2及<u>1.1.3</u>に掲げる船舶又は物件以外の船舶又は物件: B 編</p> <p>1. 1. 2 次に掲げる船舶(1.1.3に掲げる船舶、特殊船及び製造検査を必要とする船舶を除く。)(以下「<u>小型船舶等</u>」)及び当該船舶に係る物件: C 編 以下 (略)</p> <p>1. 1. 3 <u>快速艇等(小型船舶安全規則第2条第1項第2号の船舶)及び当該船舶に係る物件:</u> <u>C-2編</u></p> <p>1. 5 船舶安全法施行規則第2条第2項第3号子の船舶にあっては、航行区域により B 編又は C 編によること。また、同規則第13条の6の船舶にあっては、一の船舶として同様に B 編又は C 編を適用する。</p> <p>B編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査</p> <p>第1章 第1回定期検査等</p> <p>1. 4. 7 陸上試運転 主機、主要な補助機関、動力伝達装置等は、次に定めるところにより陸上試運転を行うこと。 -1. 主機及び主要な補助機関 (1) 内燃機関 (a) (略) (b) (a)以外の内燃機関は、JIS F 4304-1999を標準として行うこと。 ただし、負荷試験の各分力の試験時間は、附属書 C 5-1.5.3.1の表によること。</p> <p>1. 7. 2 居住、衛生及び脱出設備</p> <p>-1. 旅客室及び旅客に関する設備 (1) (略)</p>	<p>A 編 総 則</p> <p>第1章 適 用</p> <p>1. 1. 1 1.1.2に掲げる船舶又は物件以外の船舶又は物件: B 編</p> <p>1. 1. 2 次に掲げる船舶(特殊船及び製造検査を必要とする船舶を除く。)(以下「<u>小型船舶等</u>」)及び当該船舶に係る物件: C 編 以下 (略)</p> <p>1. 5 船舶安全法施行規則第2条第2項第3号子の船舶にあっては、航行区域により B 編又は C 編によること。また、同規則第13条第6項の船舶にあっては、一の船舶として B 編を適用する。</p> <p>B編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査</p> <p>第1章 第1回定期検査等</p> <p>1. 4. 7 陸上試運転 主機、主要な補助機関、動力伝達装置等は、次に定めるところにより陸上試運転を行うこと。 -1. 主機及び主要な補助機関 (1) 内燃機関 (a) (略) (b) (a)以外の内燃機関は、JIS F 4304-1994を標準として行うこと。 ただし、負荷試験の各分力の試験時間は、附属書 C 5-1.5.3.1の表によること。</p> <p>1. 7. 2 居住、衛生及び脱出設備</p> <p>-1. 旅客室及び旅客に関する設備 (1) (略)</p>

(2) ブルワーク又はさく欄及びげん梯の確認を行う。(設備規程104及び105参照)

(3) ブルワーク又はさく欄及びげん梯の確認を行う。(設備規程104及び105参照)

(4) ブルワーク又はさく欄及びげん梯の確認を行う。(設備規程104及び105参照)

(5) ブルワーク又はさく欄及びげん梯の確認を行う。(設備規程104及び105参照)

(6) ブルワーク又はさく欄及びげん梯の確認を行う。(設備規程104及び105参照)

(7) ブルワーク又はさく欄及びげん梯の確認を行う。(設備規程104及び105参照)

(8) ブルワーク又はさく欄及びげん梯の確認を行う。(設備規程104及び105参照)

(9) ブルワーク又はさく欄及びげん梯の確認を行う。(設備規程104及び105参照)

(10) ブルワーク又はさく欄及びげん梯の確認を行う。(設備規程104及び105参照)

(11) ブルワーク又はさく欄及びげん梯の確認を行う。(設備規程104及び105参照)

(12) ブルワーク又はさく欄及びげん梯の確認を行う。(設備規程104及び105参照)

(13) ブルワーク又はさく欄及びげん梯の確認を行う。(設備規程104及び105参照)

(14) ブルワーク又はさく欄及びげん梯の確認を行う。(設備規程104及び105参照)

(15) ブルワーク又はさく欄及びげん梯の確認を行う。(設備規程104及び105参照)

(16) ブルワーク又はさく欄及びげん梯の確認を行う。(設備規程104及び105参照)

(17) ブルワーク又はさく欄及びげん梯の確認を行う。(設備規程104及び105参照)

(18) ブルワーク又はさく欄及びげん梯の確認を行う。(設備規程104及び105参照)

(19) ブルワーク又はさく欄及びげん梯の確認を行う。(設備規程104及び105参照)

(20) ブルワーク又はさく欄及びげん梯の確認を行う。(設備規程104及び105参照)

(21) ブルワーク又はさく欄及びげん梯の確認を行う。(設備規程104及び105参照)

(22) ブルワーク又はさく欄及びげん梯の確認を行う。(設備規程104及び105参照)

(23) ブルワーク又はさく欄及びげん梯の確認を行う。(設備規程104及び105参照)

(2) ブルワーク又はさく欄及び乗降船設備の確認を行う。(設備規程104及び105参照)

(3) 国際航海に従事する船舶の乗降船設備については、1.7.2-1.(2)に加えて次の試験を行う。

(a) 船側はしごは、最大運用荷重での静荷重試験

(b) ウインチは、ISO7364:1983(船側はしご用ウインチ)等の国際規格又はこれと同等の基準に従って船側はしごを最低2回上下させる試験

(c) 上記試験後の船側はしごとウインチの状態を確認

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

-2. 船員に関する設備

(1) 船員室等、操舵室(設備規程115-23-2の適用のある船舶については船橋視界を含む。)、機関区域、無線通信室及び操舵機室の配置、設備等を確認し、定員の算定を行う。(設備規程115-31まで参照)

(2) ブルワーク又はさく欄、げん梯、安全通行設備、甲板口の保護装置及び点検設備の確認を行う。(設備規程115-26から115-31まで参照)

(3) (略)

1.7.5 航海用具

-1.~20. (略)

-21. 自動識別装置(設備規程146-29、用具告示24)次の検査を行う。

(1)~(5) (略)

(6) 自船位置が地域周波数設定海域内である場合には、指定された地域周波数で動作していることを確かめる。

(7) 一つのセンサーデータの取り込みを停止させた場合、警報機能が正しく動作することを確かめる。

(8) 船舶情報識別装置搭載船舶または自動識別装置陸上局が近くに  
ある場合は、その方向、距離、船名(局名)が正常に表示されることを確かめる。

1. 10. 2 無線局検査結果通知書を確認すること。

1. 11. 21 無線局検査結果通知書を確認すること。

第2章 定期的検査等

2. 6 一般設備

検査項目	定期	1中	2中	3中
2.6.1 居住、衛生及び脱出設備 -1 設備全般、特に次の項目について現状検査を行う。 (1) プルワーク、さく欄、安全通行設備、甲板口の保護装置 (2) (略)	○	○		○
-2 乗降船設備等 (1) 現状検査 なお、国際航海に従事する船舶(総トン数500トン未満の船舶であって旅客船以外のものを除く。)の舷梯又は乗降船設備のつり索については、製造後又は取替後5年を経過したものは、取り替えられていることを確認する。次回検査時期までに製造後又は取替後5年を経過した時に当該つり索を取り替えること及び取り替えた時に船舶検査手帳の(4)保守の記録の欄に記載することを指示し、この旨船舶検査手帳の(5)検査の記録の欄に記載する。 (2) 荷重試験 国際航海に従事する船舶(総トン数500トン未満の船舶であって旅客船以外のものを除く。)の乗降船設備については、上記(1)に加えて、次に掲げるいずれかの荷重を負荷して静荷重試験を行う。 静荷重試験は、使用条件の範囲で船側はしご又はシヨアギヤングウェイに最大曲げモーメントが発生するような傾斜の状態で、船側はしご又はシヨアギヤングウェイ	○	○	○	

1. 10. 2 無線検査簿を査閲すること。

1. 11. 21 無線検査簿を査閲すること。

第2章 定期的検査等

2. 6 一般設備

検査項目	定期	1中	2中	3中
2.6.1 居住、衛生及び脱出設備 -1 設備全般、特に次の項目について現状検査を行う。 (1) プルワーク、さく欄、げん梯、安全通行設備、甲板口の保護装置 (2) (略)	○	○		○

イの長手方向にわたって可能な限り均一に荷重を負荷して実施すること。  
 (a) 設計荷重  
 (b) 最大運用荷重(ただし、設計荷重よりも小さな場合)  
 -3- (略)

2.9 無線設備

検査項目	定期	1中	2中	3中
2.9.2 無線局検査結果通知書を確認すること。	○	○	○	

2.10 自動化設備

検査項目	定期	1中	2中	3中
2.10.19 海事衛星通信装置 無線局検査結果通知書を確認すること。	○	○	A	

C 編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査

第1章 第1回定期検査等

- 1.3.3 機関及び排水設備  
 -1.~3. (略)  
 -4. 陸上試運転  
 陸上試運転は次に掲げるところにより行う。なお、陸上試運転を終了した場合は解放検査を行う。  
 (1) 主機  
 内燃機関、船内外機及び船外機にあっては、JIS F 4304-1999を標準とする。なお、船外機にあっては、1/4連続最大出力時の試験を省略して差し支えない。

S 編 検査の特例

-2- (略)

2.9 無線設備

検査項目	定期	1中	2中	3中
2.6.2 無線検査簿を査閲すること。	○	○	○	

2.10 自動化設備

検査項目	定期	1中	2中	3中
2.10.19 海事衛星通信装置 無線検査簿を査閲すること。	○	○	A	

C 編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査

第1章 第1回定期検査等

- 1.3.3 機関及び排水設備  
 -1.~3. (略)  
 -4. 陸上試運転  
 陸上試運転は次に掲げるところにより行う。なお、陸上試運転を終了した場合は解放検査を行う。  
 (1) 主機  
 内燃機関、船内外機及び船外機にあっては、JIS F 4304-1994を標準とする。なお、船外機にあっては、1/4連続最大出力時の試験を省略して差し支えない。

S 編 検査の特例

第2章 検査の特例	<p>2. 1. 4 プッシュャー・バーズの検査  プッシュャー又はバーズの単独の船舶としての検査の執行にあたっては、船舶の長さ、総トン数、航行区域及び用途により各々B編又はC編によることとなるが、この場合、プッシュャー又はバーズがー(体)の船舶(船舶安全法施行規則第2条第2項第3号子の船舶又は同規則第13条の6の船舶)として検査を執行された事項については、適当に省略して差し支えない。</p>	第2章 検査の特例	<p>2. 1. 4 プッシュャー・バーズの検査  プッシュャー又はバーズの単独の船舶としての検査の執行にあたっては、船舶の長さ、総トン数、航行区域及び用途により各々B編又はC編によることとなるが、この場合、プッシュャー又はバーズがー(体)の船舶(船舶安全法施行規則第2条第2項第3号子の船舶又は同規則第13条第6項の船舶)として検査を執行された事項については、適当に省略して差し支えない。</p>
附属書C 機関の検査に関する附属書	附属書C 機関の検査に関する附属書	附属書C 機関の検査に関する附属書	附属書C 機関の検査に関する附属書
5-1. 新型内燃機関の陸上試験	5-1. 新型内燃機関の陸上試験	5-1. 新型内燃機関の陸上試験	5-1. 新型内燃機関の陸上試験
5.3 試験の種類	5.3 試験の種類	5.3 試験の種類	5.3 試験の種類
5.3.1 性能試験	5.3.1 性能試験	5.3.1 性能試験	5.3.1 性能試験
<p>JIS F 4304-1999に従って行うこと。この場合、負荷試験の各分力の試験時間は次表によることとし、また、性能試験終了後の解放検査は、5.3.3の表に定めるところにより行うこと。</p>	<p>JIS F 4304-1999に従って行うこと。この場合、負荷試験の各分力の試験時間は次表によることとし、また、性能試験終了後の解放検査は、5.3.3の表に定めるところにより行うこと。</p>	<p>JIS F 4304-1994に従って行うこと。この場合、負荷試験の各分力の試験時間は次表によることとし、また、性能試験終了後の解放検査は、5.3.3の表に定めるところにより行うこと。</p>	<p>JIS F 4304-1994に従って行うこと。この場合、負荷試験の各分力の試験時間は次表によることとし、また、性能試験終了後の解放検査は、5.3.3の表に定めるところにより行うこと。</p>
附属書F 整備基準等	附属書F 整備基準等	附属書F 整備基準等	附属書F 整備基準等
20 船舶自動識別装置及びこれに接続された衛星航法装置	20 船舶自動識別装置及びこれに接続された衛星航法装置	20 船舶自動識別装置及びこれに接続された衛星航法装置	20 船舶自動識別装置及びこれに接続された衛星航法装置
20.2.3 船舶自動識別装置の送信部及び受信部の効力試験	20.2.3 船舶自動識別装置の送信部及び受信部の効力試験	20.2.3 船舶自動識別装置の送信部及び受信部の効力試験	20.2.3 船舶自動識別装置の送信部及び受信部の効力試験
-1. (略)	-1. (略)	-1. (略)	-1. (略)
-2. 国際共通周波数における信号の受信状況が正常であることを確認する。	-2. 国際共通周波数における信号の受信状況が正常であることを確認する。	-2. 国際共通周波数又は地域周波数における信号の受信状況が正常であることを確認する。(注:地域周波数の使用は平成16年3月末まで)	-2. 国際共通周波数又は地域周波数における信号の受信状況が正常であることを確認する。(注:地域周波数の使用は平成16年3月末まで)
20.3 整備記録の作成等	20.3 整備記録の作成等 整備者は、別紙様式の船舶自動識別装置等整備記録を作成し、管海官庁及び船舶所有者に1部送付するとともに、1部を整備事業所に保管する。	20.3 整備記録の作成等	20.3 整備記録の作成等 整備者は、別紙様式の船舶自動識別装置等整備記録を作成し、管海官庁及び船舶所有者に1部送付するとともに、1部を整備事業所に保管する。
(様式: AIS等)	(様式: AIS等)	(様式: AIS等)	(様式: AIS等)
船舶自動識別装置等	船舶自動識別装置等	船舶自動識別装置等	船舶自動識別装置等
整備記録	整備記録	整備記録	整備記録
試験成績表 (別添のとおり)	試験成績表 (別添のとおり)	試験成績表 (略)	試験成績表 (略)

外部GPS試験成績表（AISに接続されるものに限る）

設備	型式	製造番号		型式承認番号
	製造者名	製造年月		型式検定番号
	種別	第1種・第2種・既設の設備		
試験項目	定点測位精度試験			
	あらかじめアンテナ位置の緯度経度を適当な方法で実測しておく。受信機が正常測位状態であることを確認した後、5分以上20分以下の間でHDOP>4又はPDOP>6となった測位を除き10回の測位を行なう。実測値と比較し良好測位確率が100%でない場合は100回以上の測位を行なう。この場合は、全測位データは必要により印字記録を添付又は別紙に記載する。なお、海図等の実測精度を考慮して、実測値が精度判定に必要な精度(精度判定基準の1/10の精度)を確保できない場合は、測位データ平均値を基準にして良好測位確率又は測位精度2drmsを計算して差し支えない。			
	測定場所			
	アンテナ位置(緯度経度)の実測方法		海図・他( )	
	アンテナ位置(緯度経度)の実測値(r)	緯度(X)		経度(Y)
		□□° □□.□□□' N		□□□° □□.□□□' E
	測位データ平均値(a)	□□° □□.□□□' N		□□□° □□.□□□' E
	精度判定基準(GPSの場合100m、DGPSの場合10m)以内の良好測位回数(G)	回	全測位回数(N)	回
				良好測位確率(G/N×100) %
	測位精度2drms(95%確率)	m		装置の測位条件(それぞれどちらかを○で囲む)
			(GPS・DGPS) (実測値基準・平均値基準)	
判定	適否		良好測位確率は95%以上又は測位精度2drmsはGPSの場合100m(95%確率)以内。DGPSの場合10m(95%確率)以内。	
最終点検	点検終了後の総合動作確認 (測地系の確認、位置情報を航海用具等に接続している場合は伝達できることの確認及び可能であればディファレンシャル機能の確認を含む。)		適否	
測定データ	①	□□° □□.□□□' N		□□□° □□.□□□' E
	②	□□° □□.□□□' N		□□□° □□.□□□' E
	③	□□° □□.□□□' N		□□□° □□.□□□' E
	④	□□° □□.□□□' N		□□□° □□.□□□' E
	⑤	□□° □□.□□□' N		□□□° □□.□□□' E
	⑥	□□° □□.□□□' N		□□□° □□.□□□' E
	⑦	□□° □□.□□□' N		□□□° □□.□□□' E
	⑧	□□° □□.□□□' N		□□□° □□.□□□' E
	⑨	□□° □□.□□□' N		□□□° □□.□□□' E
	⑩	□□° □□.□□□' N		□□□° □□.□□□' E
		平均値に対する最大変動幅		□□分(1/1000分値)
			□□分(1/1000分値)	
備考(修理箇所等)				